

答申第 208 号

平成 16 年 12 月 20 日

神奈川県教育委員会  
委員長 平 出 彦 仁 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書公開請求拒否処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 16 年 2 月 5 日付けで諮問された高等学校正規教諭数等を明示する統計資料不存在の件（諮問第 274 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

実施機関が、現任校勤続が8年以上の高等学校正規教諭数等を明示する統計資料一切は存在しないとして、公開を拒んだことは、相当である。

## 2 不服申立てに至る経緯

(1) 不服申立人は、神奈川県情報公開条例(以下「条例」という。)第9条の規定に基づき、平成15年12月17日付けで、神奈川県教育委員会(以下「教育委員会」という。)に対して、現任校勤続が8年以上の高等学校正規教諭数等を明示する統計資料一切(以下「本件行政文書」という。)について、行政文書の公開請求をした。

(2) これに対し、教育委員会は、平成15年12月26日付けで、本件行政文書は存在しないとして、公開を拒む決定(以下「本件処分」という。)をした。

(3) 不服申立人は、平成16年1月18日付けで教育委員会に対して、行政不服審査法第4条の規定に基づき、本件処分の取消しを求めるとい趣旨の不服申立てをした。

## 3 不服申立人の主張要旨

不服申立人の主張を総合すると、次のとおりである。

### (1) 本件行政文書の存否について

本件行政文書は、「県立高等学校人事異動要綱」(以下「人事異動要綱」という。)に基づき、教育委員会が人事異動を実施する際の基本的統計資料であり、毎年の「職員現況・意向調書」あるいは学校要覧から、全県的な統計資料として、作成しているはずのものである。

人事異動要綱1(1)において「現任校勤続8年以上の者および新規採用者でひきつづき現任校勤続5年以上の者は積極的に異動の対象とする」と規定し、また同(3)アにおいて「現任校勤続12年以上の者および新規採用者でひきつづき現任校勤続8年以上の者は異動することを原則とする」と規定している。したがって、本件行政文書が存在しなければ、この人事異動要綱を勘案した人事異動計画を教育委員会が立案、策定することは、實際上、不可能である。また、本件行政文書が存在しないならば、各

県立高等学校長（以下「校長」という。）の申請資料及び具申だけを唯一の情報源として人事異動作業をしてきたことになるが、県立高等学校が約160校ある中で、そのようなやり方だけで可能とは思えない。

#### 4 実施機関（教育庁管理部教職員課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、次のとおりである。

教育委員会では、県立高等学校教員（以下「教員」という。）の人事異動に際し、前年の10月ごろに校長が作成する「教職員需給調査表」と教員が作成する「職員現況・意向調書」の提出を受け、校長からヒアリング等を行った上で、異動計画を検討し、実施している。

その過程においても、その他の職務においても、本件行政文書は作成されていないため、存在しないとして本件処分を行った。

#### 5 審査会の判断理由

##### （1）審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は不服申立人から口頭による意見を、また、実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

##### （2）本件行政文書の存否について

ア 実施機関は、毎年10月ごろに校長が作成する「教職員需給調査表」と教員が作成する「職員現況・意向調書」の提出を受け、校長からヒアリング等を行った上で、来年度の教員の人事異動計画を検討、実施しており、その過程においても、その他の職務においても、本件行政文書は作成されていないと説明している。

これに対し、不服申立人は、本件行政文書が存在せずに人事異動要綱を勘案した人事異動計画を立案、策定することは不可能であり、存在するはずであると主張している。

イ 実施機関は、教職員の人事異動を行うに当たって人事異動要綱を定めている。人事異動要綱においては、現任校勤続8年以上の者については

積極的に異動の対象とし、新規採用者で引き続き現任校勤続 8 年以上の者は異動することを原則とするなど、現任校における勤続年数を異動対象者と判断する一要件としていることが認められる。

実施機関が実際に人事異動を計画する際には、基本的には「職員現況・意向調書」によって異動対象者を把握するとともに、校長からのヒアリング等を行った上で、勤続年数以外にも様々な状況を加味して検討していることが窺えることから、人事異動計画の立案等に当たり、現任校勤続年数が一定以上の教諭数を把握しなければ、人事異動計画を検討、立案することができないとまでは認められない。したがって、人事異動計画の検討、実施の過程で本件行政文書を作成していないとする実施機関の説明は不合理であるとはいえない。

## 6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
平成 16 年 2 月 6 日	諮問受理
2 月 18 日	実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求
3 月 18 日	実施機関から非公開等理由説明書を受領
3 月 22 日	不服申立人に非公開等理由説明書を送付
4 月 23 日	不服申立人から、非公開等理由説明書に対する意見書を受理
7 月 7 日 ( 第 36 回部会 )	審議
8 月 4 日	指名委員により不服申立人から意見を聴取 指名委員により実施機関の職員から非公開等理由説明を聴取
8 月 11 日 ( 第 37 回部会 )	審議
9 月 6 日 ( 第 38 回部会 )	審議
10 月 29 日 ( 第 39 回部会 )	審議

神奈川県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
金子正史	同志社大学教授	
沢藤達夫	弁護士（横浜弁護士会）	
鈴木敏子	横浜国立大学教授	部 会 員
竹森裕子	弁護士（横浜弁護士会）	
玉巻弘光	東海大学教授	部 会 員
千葉準一	東京都立大学教授	会長職務代理者
堀部政男	中央大学教授	会 長 (部会長を兼ねる)

(平成16年12月20日現在)(五十音順)